

## 令和7年12月 市長記者会見の結果について

日時 令和7年12月25日（木）午後2時00分～3時00分

場所 市役所2階 第1委員会室

出席 市政記者クラブ12社 15名

### 会見内容

#### 1. 会見内容（1項目）

##### 1 太陽光発電施設事業について

- 昨日、現在進められております株式会社日本エコロジー社の太陽光発電事業につきまして、釧路市文化財保護条例第9条第1項に基づく現状変更申請を速やかに行うよう、事業者に対して、釧路市教育委員会から通知をしたとコメントを出させていただきました。本日改めて会見を開かせていただき、見解を述べさせていただきます。
- 私はノーモアメガソーラー宣言、そして釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例を市役所みんなで制定しまして、市民や先人たちが思いを込めて守ってきた釧路湿原をはじめとするこの釧路市の自然環境を次世代に継承していくことを強く訴えてまいりました。
- こうした中で、日本エコロジー社の太陽光発電事業につきましては、本市太陽光に関するガイドライン等において、法令等の遵守を求めており、希少生物への必要な調査等の要請に関しても適切な対応がなされていない状況で、現地でのこうした先行した工事等は市としては到底着工と認められないものと認識しており誠に遺憾でございます。
- また、事業予定地に隣接する町内会におかれましても、事業者による十分な説明がないまま、強引に計画を進めるに反対であるとの会見もされております。
- 必要な許可を得ずに作業を行うことは、地域との共生がなされない事業であると言わざるを得ず、改めて事業者には法令遵守の徹底を厳格に求めてまいる所存でございます。

#### 2. 質疑要旨

(質問)

- ・ 到底「着工」とは認められないというのは、例えば太陽光ガイドラインの枠組みの中で着工とは認められないといった意味合いでしょうか。

(市長)

- ・ 概念として認められないと言っておりますが、詳しいガイドライン等の運用に関しては、担当からご説明させていただきます。

(環境保全課)

- ・ 実際に事業地において、木の伐採や整地作業を行っているという状況から見て、太陽光条例上の適用基準日前に着工された事業であるというふうに判断されるものでございます。

(質問)

- ・ つまり、1月から本格的に適用が始まる太陽光条例の適用とはならないという認識ということで良いですか。

(環境保全課)

- ・ そのとおりです。条例の適用とはならないものと考えております。

(質問)

- ・ その上で事業者に対しては、改めてどういった対応を求めたいとお考えでしょうか。

(市長)

- ・ 太陽光に関するガイドラインがありますので、法令等も含めて、ガイドラインの遵守を求めているところでございます。

(質問)

- ・ 追加コメントとして、到底「着工」とは認められないということについては、事業者には既にお伝えになっているということでしょうか。

(博物館)

- ・ 当該事業者には昨日、メールで送信したほか、文書を郵送しております。

(質問)

- ・ 着工とは認めないと事業者にお伝えになったということの表明は、どのような効果が事業者にあると見込まれていますか。

(市長)

- ・ ガイドラインや法令を遵守していただきたいという思いを込めて、正式な手続きを進めていただきたいという思いで言っております。効果のほどというのは我々の意図するところは事業者と違っているかもしれませんので、細かい点については担当者から説明いたします。

(博物館)

- ・ 今回の通知は、釧路市指定天然記念物キタサンショウウオを所管する文化財保護条例に基づき、当該行為に関して適正な調査を求めてまいりました。
- ・ 現在進められている事業者の作業については、同条例に基づく現状変更等許可申請をするもので、これに対して、適正に取り扱うようにということで指導させてもらっています。

(質問)

- ・ 再三の指導に応じず、工事を始めたというところで、市長ご自身は今どう思っていますか。

(市長)

- ・ 釧路湿原をはじめとするこの釧路市の自然環境を守りたいという気持ち、そして、市民生活に関わってくる部分もございますので、事業者として責任を果たしていただきたい。
- ・ また国も、地域と共生がなされない事業に対しては、厳格に対応していくという方向性を打ち出させていただいておりますので、そういう形で、我々ともしっかりと向き合っていただければありがたいと思っております。

(質問)

- ・ 太陽光条例が適用されるまでは、市としてできることは法令遵守の徹底を呼びかけるお願いベースのみで、事業者とのやり取りをしている中でも工事が強行されています。結局は市としても中止はできず、これからも強行されてしまうのでしょうか。

(市長)

- ・ 市としては、法令遵守、ガイドライン等に則って進めていただきたいという話し合いをベースに考えています。詳しい手続きについては、担当の方からお願ひしたいと思います。

(博物館)

- ・ 現在の状況については、文化財保護条例の現状変更許可を要する行為になりますので、強く求めていくことになります。その後の対処については、事業者側の対応次第によって、こちらは文化財保護条例に基づいて適正に対処していくと考えます。

(質問)

- ・ 太陽光条例が来年1月1日より適用ですが、駆け込み工事も懸念される中で、今後、協議以外の対応を取るお考えはありますか。

(市長)

- ・ 我々は行政であり、法令以上のことはできないというのはご承知のことだと思います。
- ・ しっかりと我々も行政手続きや、法令、条例に則った形でこれからも対応していくという思いでおります。

(質問)

- ・ 希少生物の調査が完了していない予定地で工事が始まっているとしても着工とは認めないという理解で聞かせていただいたのですが、改めて市が現在の日本エコロジー社と協議中の予定地について、どんな種の生物について協議をしているのでしょうか。

(博物館)

- ・ 文化財保護法で対象となるのは、タンチョウとオジロワシです。
- ・ 文化財保護条例ではキタサンショウウオが、協議中の対象となる天然記念物です。

(質問)

- ・ 今年、1週間程度残っておりますが、協議がまだ完了してない中で、いわゆる着工行為が見受けられたところについては、引き続き着工は認めないというスタンスはお変わりないという認識でよろしいでしょうか。

(市長)

- ・ 変わりません。

(質問)

- ・ 着工を認めないとすることは、つまり太陽光条例逃れの駆け込みでの建設を認めないとことと同義でよろしいでしょうか。

(環境保全課)

- ・ 現時点で事業地において、太陽光条例の事業着手にあたる行為というのが確認されているということから、条例の適用基準日以前の着工、着手に当たるということですので、条例の適用対象とはならないと認識しています。

(質問)

- ・ 太陽光条例の適用対象とはならないけど、着工とは認められないということにはどういう意味があるのでしょうか。

(環境保全課)

- ・ 博物館から必要な調査等の要請をしているというところで、その調査の要請に対して、適切に対応されていないという状況であります。そういう状況の中での着工については、市として許しがたいという考え方であります。一方で、こういった太陽光発電施設の設置にかかる工事、作業が開始されたということは、太陽光条例の所管課としましては、着手という形に事実行為として判断されるものであります。

(質問)

- ・ つまり、市のスタンスとしては、着工とは認めないけれども着工という事実自体はしているので、太陽光条例の適用とはならないという認識でしょうか。

(環境保全課)

- ・ そのとおりです。

(質問)

- ・ 昭和と大楽毛の事業地では伐採したということで、広義でいうと着工に当たると思いますが、市としては着工と認められないというコメントで、この昭和と大楽毛の2つは、もう着工という事実を認めているようなものですか。ただ、市としてこういうメッセージを出したということですか。

(市長)

- ・ 市としての思いを込めて認められないというコメントを出しております。実際には届け出等は先に出されておりまし、事実上の着手的なものもされております。今の法律上もなかなか難しいところはあると考えています。

(質問)

- ・ こういった会見を開くことで、日本エコロジー側にある意味昭和と大業毛はすでに着工したとお墨付きを与えたような印象を受け、今年残り1週間ありますが、他の事業地について木を切るっていうことにも繋がりかねないのかなという懸念もありますけどいかがですか。

(市長)

- ・ 我々としてはまず、しっかりとガイドラインや法令に則った形で進めていただくことを訴えていき、今後事業者ともしっかりと話し合っていきたいと考えております。

(質問)

- ・ 開発行為をしたら着工と認めるというのは、事業者側には伝えているでしょうか。

(環境保全課)

- ・ 条例には樹木の伐採や土地の整地作業が着工にあたると記載しています。事業者の方から話があった際には、条例に記載されている通りだとお伝えしています。

(質問)

- ・ 条例に書いてある条件をもとに判断するということですが、違反であっても工事をするということを助長する恐れがあるのではないかでしょうか。

(市長)

- ・ 我々は、法令遵守やガイドラインを遵守していただきたいという思いも考えも必要な手続きも伝えております。それに対して事業者が、地域と共生がなされていない状態で事業を進めようとしているところでございます。助長するわけではございません。我々としての態度をしっかり示していきたいと思っています。

(質問)

- ・ 実際、木は切られているわけで、法令遵守徹底を呼び掛けたとしても、今回条例適用外ということで、工事が進められていくと思うのですが、その中でも結局は遺憾ですか、法令遵守徹底という呼びかけや、お願いしかできないということでしょうか。

(博物館)

- ・ あくまで文化財保護条例の適用に関する部分で通知しているところです。現在の状況に対して対応し得る法令等を鑑みた時に、キタサンショウウオは文化財保護条例に関して対処していく方針となっていますから、今回の通知の趣旨としてはあくまでこの文化財保護条例に基づくと、その中で適切な手続きをしていただく、許可をきちんと取っていただく、その許可が無い中では、それは違反行為となる可能性があるとお示ししているので、そういう理解をしていただければと思います。

(質問)

- ・ 昨日の文書で必要な許可を取らない工事を行わないようきつく申し入れたものの、その翌日に樹木を伐採するような事業者に対して、法令等の遵守を求めるだけという形になるのでしょうか。

(市長)

- ・ 我々として通知させていただいているところでございます。そういった中で、今回こういった着手があったというのは、非常に遺憾であると考えております。

- ・ しっかりと法令遵守、ガイドライン等の遵守を求めていきたいと思っております。

(質問)

- ・ これは業者側の着手を追認するということに他ならないと思いました。とすれば、あと1週間で次々にみんな着工してしまいます。それをどうするのでしょうか。

(市長)

- ・ 今、皆さんのが期待されているような、事業者が進めているものを強制的に止めるといった権利は、我々釧路市にはないと思います。我々としては、法令やガイドラインに則った形で、呼びかけをしていくという形です。

(環境保全課)

- ・ 太陽光条例においては、着工というものを条文の中で記載しております。その中で、太陽光発電施設の設置を行う事業と定義しており、これを行うための樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を含むとされており、そういう太陽光発電施設の設置にかかる準備行為が客観的事実として認められるという場合には、太陽光条例上の着工と判断されるとなっております。それに基づいて、1月1日からの条例の適用にはならないという状況です。

(質問)

- ・ あくまでも太陽光ガイドラインに則ってやるから、全く効力はありませんよと言っているようなものではないか。

(博物館)

- ・ 今回事業者に対して指導させてもらっている根拠は、文化財保護条例になります。関係する法令の中で、我々が所管するものの中で対処できるものの中で必要な指導を適切にやっているものです。法令や条例に基づいて適切に対処する、その一環の中で取り組んでおります。

(質問)

- ・ 着工とは認められないと市長がコメントされていますが、実際は着工しているから太陽光条例の適用外だというのは非常に矛盾して聞こえます。着工とは認められないけど、着工と事実上認めているということは、かえって助長しているとされかねない、わざわざこれを言うということは、逆効果なのではないかということです。要は気持ちを表明しているということですね。

(市長)

- ・ 我々としての態度、意思を述べたものであります。我々がしっかりと求めている、法令やガイドラインに則った形、遵守を求めており、その思いを込めて、こういった形でコメントさせていただいている。

(質問)

- ・ 事実上、強制力もないのであれば、効力としてはどんなことを期待されているのですか。

(市長)

- ・ 効力があるかないかは、この先やってみないと分からぬところです。しっかりと事業者がこれに呼応していただけるなら、それが効力かと思っております。

(市長)

- ・ 今回、日本エコロジー社の地域と共生がなされない事業につきまして、しっかりと我々のできることとして、今回コメントを出させていただきました。我々で助長しているとかというものではなく、しっかりとこの釧路湿原をはじめとした釧路市の自然を守りたいという気持ちで行っているところでございます。そういう点にご理解をいただいて、皆さ

んもそう思ってくれていると思いますので、ご協力をいただければと思います。

- ・ 今、国でも法の整備をしてくれるという方向性で動いていますので、この太陽光、メガソーラーに関しては、そういうことも我々は期待をしつつ、現状、整備されていない中でできることをしていくということでございますので、ご協力よろしくお願ひいたします。